

○財務省告示第百号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项及び政府資金調達  
事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五  
条第十一项の規定に基づき、平成三十年三月二十  
日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の発  
行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第七百四十六回）

二 発行の根拠  
特別会計に関する法律（平成十  
九年法律第二十三号）第四十六  
条第一項並びに財政法（昭和二  
十二年法律第三十四号）第七條  
の法律及びその

三 振替法の適  
用等  
社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法  
振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行為れる入札



十二			十 十							九 八		七							
償還期限			行争非者特国入価発							振替単位		行争非者特国入価払込							
行争非者特国入価発			行争非者特国入価発							振替単位		行争非者特国入価払込							
行争非者特国入価発			行争非者特国入価発							振替単位		行争非者特国入価払込							
行争非者特国入価発			行争非者特国入価発							振替単位		行争非者特国入価払込							
た	平	三	額	一	額	平	す	額	の	振	五	四	四	八	一	面	た	条	特
だ	成	厘	面	厘	面	成	る	の	記	替	万	千	千	十	兆	金	割	第	別
し	三		金	以	金	三	。	整	載	法	円	円	百	万	八	額	引	一	会
、	十		額	上	額	十	。	数	又	の		五	五	千	千	で	短	項	計
償	一		百	の	百	年	倍	の	は	規		十	十	千	八	四	期	の	に
還	年		円	そ	円	三	の	金	記	定		億	億	百	七	千	国	規	関
期	三		に	れ	に	月	金	額	録	に		九	千	十	十	百	債	定	す
が	月		つ	ぞ	き	二	に	に	は	よ		千	三	億	八	四	に	基	る
銀	十		き	の	百	十	よ	る	最	振		百	十	億	千	十	つ	づ	法
行	日		百	の	円	日	る	も	低	替		十	六	五	千	億	い	き	律
休			十	心	十		も	の	額	口		万	十	千	四	は	て	発	第
業			四	募	四		の	と	面	座		六	万	百	、	は	行	行	四
日			銭	価	銭		と	金	金	簿		万	万	百	額	し	行	行	十
に				格								万	万	百	額	し	行	行	六

十 十 十 十  
六 五 四 三

払 者 入 場 元 償  
込 者 札 所 金 還  
期 参 加 支 金  
日 加 払 額

平 財 日 額 償 当  
成 務 本 面 還 た  
三 大 銀 金 金 る  
十 臣 行 額 支 と  
年 か ら 額 払 き  
三 通 百 円 に は  
月 知 を つ き 〃 そ  
二 受 け 百 円 の 翌  
十 け た 〃 営  
日 者 〃 業  
日 者 〃 日  
に